

資料－８ 提出図書一覧（竣工図）

申請書等の原本を除き、必要部数は６部とするが、提出時に市に確認すること。

表紙、目次を付けること。

成果物	データ形式 /サイズ	備考
１．申請書等 ・各種申請書、検査済証 ・その他事業に必要となる各種届 出書または申請書	pdf/適宜	原本または副本（写し、控え等）
２．竣工図書一式 ・建築図（昇降機含む） ・構造図 ・電気設備図 ・給排水衛生設備図 ・空気調和・換気設備図 ・残置杭図 等	CAD データ及 び pdf/A 3	（縮小版）二つ折製本
３．什器備品リスト ・什器備品リスト	Excel/pdf/A 4	配置する諸室がわかるように作成する こと
４．竣工写真	jpg/適宜	任意書式 ※全体、外観、主要室等を写真家によ り撮影する。
５．各種検査結果報告書	適宜	
６．その他 ・取扱説明書 ・工事記録写真 ・保証書（原本） ・長期修繕計画（30 年） ・要求水準チェックリスト ・その他必要なもの	適宜 適宜 適宜 適宜 Excel/A 3 適宜	

※ CAD データ又は電子データを CD-R 等 1 セットに納め提出すること。

- ・ CAD データは dwg 形式とする。
- ・ 図面データは CAD データのほか、pdf を提出のこと。
- ・ その他データ形式は word、Excel、pdf、jpg 等とする。

※ 竣工写真の著作権等については、次のとおりとすること。

- (ア) 事業者は市による竣工写真の使用が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを市に対して保証する。事業者は、かかる竣工写真が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、または必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずること。
- (イ) 竣工写真は、市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報等に、無償で使用する事ができるものとする。この場合において、著作権名を表示しないことができるものとする。
- (ウ) 事業者は、あらかじめ市の承諾を受けた場合を除き、竣工写真が公表されないようにし、かつ、竣工写真が市の承諾しない第三者に閲覧、複写又は譲渡されないようにすること。